

調整前個別帰属法人税額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	： ：	法人名	() 円
個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額			1
中 小 連 結 法 人 の 試 験 研 究 費 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(六)「18」) × $\left[\frac{\text{別表六の二(六)付表「5」}}{\text{別表六の二(六)付表「6」}} \text{ 又は } \frac{\text{別表六の二(六)付表「15」}}{\text{別表六の二(六)付表「16」}} \right]$			2
特 別 試 験 研 究 費 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(八)「6」と「12」のうち少ない金額) × $\frac{\text{別表六の二(八)付表「15」}}{\text{別表六の二(八)付表「3」}}$ + (別表六の二(八)「7」と((別表六の二(八)「12」－「6」)と0のうち多い金額)のうち少ない金額) × $\frac{\text{別表六の二(八)付表「16」}}{\text{別表六の二(八)付表「4」}}$ + ((別表六の二(八)「12」－「6」－「7」)と0のうち多い金額) × $\frac{\text{別表六の二(八)付表「1」－「15」－「16」}}{\text{別表六の二(八)付表「2」－「3」－「4」}}$			3
エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(九)「7」)			4
高 度 省 エ ネ ル ギ ー 増 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十)「8」)			5
中 小 連 結 法 人 が 機 械 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十一)「8」＋「16」)			6
沖 縄 の 特 定 地 域 に お い て 工 業 用 機 械 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十二)「9」＋「17」)			7
地 域 経 済 牽 引 事 業 の 促 進 区 域 内 に お い て 特 定 事 業 用 機 械 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十五)「10」)			8
地 方 活 力 向 上 地 域 等 に お い て 特 定 建 物 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十六)「9」)			9
地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十七)「41」) × $\left[\frac{\text{別表六の二(十七)付表三「9」}}{\text{別表六の二(十七)付表三「10」}} \text{ 又は } \frac{\text{別表六の二(十七)付表三「15」}}{\text{別表六の二(十七)付表三「16」}} \right]$			10
地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十七)「47」) × $\frac{\text{別表六の二(十七)付表三「18」}}{\text{別表六の二(十七)付表三「19」}}$			11
特 定 中 小 連 結 法 人 が 経 営 改 善 設 備 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十九)「8」＋「16」)			12
中 小 連 結 法 人 が 特 定 経 営 力 向 上 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十)「9」＋「17」)			13
給 与 等 の 引 上 げ 及 び 設 備 投 資 を 行 っ た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十一)「22」) × $\frac{\text{別表六の二(二十一)付表「4」}}{\text{別表六の二(二十一)付表「5」}}$			14
中 小 連 結 法 人 が 給 与 等 の 引 上 げ を 行 っ た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十二)「19」) × $\frac{\text{別表六の二(二十二)付表「4」}}{\text{別表六の二(二十二)付表「5」}}$			15
認 定 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 設 備 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十四)「8」)			16
革 新 的 情 報 産 業 活 用 設 備 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十五)「14」)			17
復 興 産 業 集 積 区 域 等 に お い て 機 械 等 を 取 得 し た 場 合 等 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十六)「14」＋「22」)			18
復 興 産 業 集 積 区 域 等 に お い て 被 災 雇 用 者 等 を 雇 用 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 $\left[(\text{別表六の二(二十七)「21」}) \times \frac{\text{別表六の二(二十七)「5」}}{\text{別表六の二(二十七)「16」}} \right] \text{ 又は } \left[(\text{別表六の二(二十七)「21」}) \times \frac{\text{別表六の二(二十七)「9」}}{\text{別表六の二(二十七)「18」}} \right]$			19
連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 の 調 整 前 個 別 帰 属 法 人 税 額 (別表六の二(十八)「5」) + (1)－(4)－(5)－(6)－(7)－(12)－(13)－(18)－(19)			20
連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 の 調 整 前 個 別 帰 属 法 人 税 額 (別表六の二(十八)「5」) + (1)－(2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(7)－(8)－(9)－(10)－(11)－(12)－(13)－(14)－(15)－(16)－(17)－(18)－(19)			21